

働き方ASU－NET 第13回総会議案

2025年6月20日(金)

18時30分～

NPO法人 働き方 ASU-NET

【働き方ASU-NET 第13回定期総会 式次第】

- ・ 開会あいさつ
- ・ 司会・議長 選出
- ・ 第1号議案提案 活動報告・決算報告・会計監査報告
- ・ 第2号議案提案 活動方針・予算案
- ・ 第3号議案提案 役員改選案
- ・ 一括討論
- ・ 第1～3号議案採択
- ・ 議長降任挨拶
- ・ 閉会挨拶

働き方ASU-NET 第13回総会議案書

○第1号議案

2024年度 活動報告（案）

◇第12回総会

○第12回定期総会を以下のように行いました。

日時：2024年6月19日(月)18時30分～20時

場所：大阪府中央区瓦町1-7-1 エスペランサ瓦町4階「アイクルの部屋」

出席数：49名（うち会場参加11名、オンライン参加3名、委任状35名） 会員数：99名

第1号議案 2023年度 活動報告・決算報告・会計監査報告

第2号議案 2024年度 活動方針・予算案

第3号議案 役員改選案

提出議案は全て可決されました。

（定款第26条の総会成立要件、会員数の4分の1以上の出席を満たしています）

○総会に先立ち、18時より理事会を行いました。総会后、懇親会を行いました。

○討論では「労働運動とジェンダー」、大阪の社会保障、生活保護行政などの情勢、和歌山の公益通報者の過労自殺の報告などの発言がありました。

◇事務局会議

2024年度の事務局会議の開催状況は以下のとおりです。

回	日時・形態	人	議 題
1	7月30日(火) 18:30～、Zoom	9	①総会の振り返り ②情勢 ③各運動の報告 ④今期の運動の組み立て ⑤事務局会議の定例化 ※拡大事務局会議として開催した。
2	9月5日(木) 18:30～、Zoom	8	①各運動の報告 ②「つどい」の時期・テーマについて
3	10月2日(水) 18:30～、Zoom	9	①各運動の報告 ②情勢 ③公開学習交流会について ④なんでも労働相談会について
4	11月5日(火) 18:30～、Zoom	11	①公開学習交流会について ②ホームページ改定について ③事務局の拡充
5	1月14日(火) 18:30～、Zoom	12	①公開学習交流会の振り返り ②第32回つどいについて ③ホームページ担当者会議の報告 ④事務局の拡充
6	2月6日(木) 18:30～、Zoom	10	①第32回つどいについて ②問合せの対応について
7	3月5日(木) 18:30～Zoom	12	①各運動の報告 ②第32回つどいについて ③ホームページ担当者会議の報告
8	4月2日(水) 18:30～Zoom	9	①第32回つどいについて ②ホームページ担当者会議の報告 ③総会議案の分担
9	5月15日(木) 18:30～、Zoom	11	①第32回つどいの振り返り ②総会議案の討議 ③総会準備

◇ASUNET 主催のつどい・講座等

□ 第32回つどい「これでええの？スキマバイト ～体験談から「在り方」を考えよう」

2025 年 4 月 14 日、NPO 法人働き方 ASU-NET 第 32 回つどいを開催しました。第 31 回つどい以来、約 1 年半ぶりの開催です。

「スキマバイト」は、登録者数約 2,800 万人、現代のニーズに即した新しい働き方として注目されています。皆さんも、有名俳優・タレントが起用された CM を毎日のように目にしているでしょう。

ちょっとした“スキマ”時間に気軽に働き、即日給料が受け取れるという便利さはなんとなく知られていますが、登録してから働いて給料を受け取るまで何の問題もなくスムーズに進むのか。その実態は世の中に知られていません。

第 32 回つどいではこの『スキマバイト』にスポットを当て、体験者の声からまずはその実態を知り、参加者それぞれの立場からその在り方を考えることにしました。会場・オンライン合わせて46名に参加いただきました。参加者はスポットワーカー(就業中含む)、会社員、学識経験者、労働組合員等多様でしたし、さらに今回は、テレビ局による取材も入りました。テーマに対する社会的関心の高さがうかがえました。

○シンポジウムの内容

1. 連合によるスポットバイト調査結果報告の紹介

- ①スポットワークで働こうと思った理由、1 位は「生活の為に収入を得たい」
- ②求人応募の際の契約形態の確認状況「確認していない」39.4%
- ③「働く上での怪我や事故防止の説明を受けた事がない」34.4%
- ④仕事上の「トラブル経験あり」46.8%
- ⑤トラブルの具体的内容、1 位「仕事内容が求人と違った」2 位「十分な指示や教育なし」
- ⑥トラブルの相談相手、1 位は「労働相談や NPO などの相談窓口」
- ⑦トラブルを誰にも相談しなかった人は 19.2%。相談しない理由は「その日限りの仕事だったので我慢すれば良いと思った」30.0%

以上、有効サンプル 1,000 人の集計結果です。調査結果からは、労働者として本来保障されるべき各種権利が付与されない就業環境に不安を抱えながらも、日々の生活の為にスポットワークを選択している労働者の実態が浮き彫りになりました。

2. 体験報告：池田 真一さん、大橋 直人さん

池田さんからは、業界最大手であるタイミーでの就業トラブルについて、率直にかつ熱量をもって語られました。企業都合による労働時間の短縮指示(早上がり)・賃金カットが恒常的に行われたこと、アプリのレビュー欄にその事実を記載したところ、当該企業の求人が以後閲覧不可(ブロック)となったこと。その理由も不審であること。「ブロックされることは生活の糧を喪うこと」との言葉が重く深く響きました。

池田さんの団体交渉を担当した大橋さんは、労働組合がスポットワークの就業トラブルに取り組むことの難しさを語ってくれました。労働者はまず相談に来ない点、就業先及び仲介者、関与する企業がともに雇用責任を逃れようとするという根本的問題に踏み込めない点を鑑みたとき、既存の労働組合活動だけでは限界がある、団体を越えた社会的な取組みが必要だとの提言がなされました。

3. 体験報告：黒川 伊織さん

1 年間にわたる、業界・職種ともに多種多様なスキマバイトでの就業体験の「リアル」を、黒川さん独自の視点で語ってくださいました。「正社員や個人事業主が副業として働くケースが大半を占めるが、人との繋がりを求め就業している方が中には居る」との報告がありました。「介護離職した方が介護の合間に働いている」との話に、現代社会の縮図をみました。

スキマバイトは『いつもの仕事とは違う「非日常」な体験を提供してくれる場』、『新たな自分を「発見」できる場』である—黒川氏からは、スポットワークの持つ可能性や展望といったポジティブ面の提示がありました。加えて若

年層にとっては、正社員（或いは個人事業主）＋スキマバイトの組合せによる、正規雇用／非正規雇用にとられない柔軟で新しい働き方が、1 つの潮流となりつつあることも挙げられました。新しい働き方を前提としたワーカ―の権利保護の必要性、その点が今後のポイントであることを示唆され、黒川氏のユニークな報告は結びとなりました。

4. スキマバイトの法律問題：村田浩治さん(弁護士)

村田浩治弁護士からは「ここ 2 年間でスキマバイトが急激な拡大をみせた背景の 1 つに、国や自治体がこの就労形態を肯定的に捉えて、法の下にお墨付きを与えた点がある」、「その裏付けとして、大阪府は業界最大手のタイミーと事業連携協定を締結している」という事実が指摘されました。

法的問題の切り口から考えた場合、総論として第一に、スキマバイトは職業安定法 44 条が禁止している「労働者供給そのものである」との指摘がありました。また、タイミーをはじめとする事業者側は、これは有料職業紹介だと主張しているが、職業安定法の趣旨や社会通念に照らせば、有料職業紹介の本来的役割を果たしていない、これは実態として日雇派遣であり、労働者派遣法にも違反の疑いありとの厳しい指摘がなされました。

法的問題各論としては、①労働契約〔労働時間、教育、安全配慮〕、②労災適用の問題が挙げられました。「非正規社員は決して負け組ではないのに、保障なきまま低賃金で働かざるを得ないことが問題」「誰がどういう風に働いても公平な対価を得られるシステムを構築すべき」と強調されました。

5. 参加者による討論、質疑

- ・池田さんの資料にあるとおり、『労働者が使用者におもねる』レビューが中にはある。次の就業の機会を逃したくないが故にそうならざるを得ないのだろうが、複雑な思いだ。自身も早上がりを経験したが、本来は休業手当の対象となるはず。当事者が声を上げて、変えていく必要は感じている〔現・スポットワーク就業者〕

- ・日雇い労働者として長年働いてきた。（正規雇用を是とする社会の中で、）日雇労働者は長年悪とされてきた。ただ日雇労働者には、日雇労働被保険者制度があり、これで生活を繋いできた。スポットワークが広がる中、この制度の適用が危うくなっている。新しい働き方に見合った労働者保護のしくみを早く整えてほしい。〔釜ヶ崎関係者〕

- ・60 歳以上での日雇派遣で就業した際、直前に現場が飛び、仕事がなくなった。労働局に相談したところ「口約束では休業手当の請求は難しい」と言われた。回転寿司チェーン店でシフト勤務した際、早上がりを指示されたが、支払われたのは実勤務分だけだった。国は労働基準法を解体しようとしている。搾取され放題、使い捨ての労働が蔓延している〔Zoom参加者〕

- ・多様であることを方便として社会保障が蔑ろにされるのは心外なことである。労働者の権利や、適正雇用が確保されなければ、労働者はもちろん、使用者も企業の成長機会を失い、国は貧困化を予防できず、結果として日本全体が損失を余儀なくされる。〔大阪市大 木下名誉教授〕

- ・Q1) スポットワークには通勤災害含め、労災保険の適用があるのか？

A1) 本来は通勤災害含め、スポットワーカーにも労災保険は適用される。しかし、タイミーは保険適用外と回答している。〔村田弁護士〕

- ・Q2) スポットワーカーにおけるハラスメント対策の実効性についてお聞きたい

A2) 現状ハラスメントを規制する各法は、継続的雇用関係すなわち従前の日本型雇用を前提としている。また報告でもあったとおり、スポットワーカー自身、単日かつ短時間の就業であるため『自分が我慢すれば良い』『面倒くさい』という心理が働き、相談や訴えにつながらない。

結論として、スポットワークは、“雇用環境改善機会が無い働き方”であることは確か。〔村田弁護士〕

6. 最後に、ASU-NET 共同代表の岩城穰弁護士が「まずは事実を知ることが大切である。私たちは今後、現状との接点を持ちつつ、スキマバイトに対する各種方策を検討していくこと、そして社会全体となって今日挙げたような声の“組織化”が重要となる」と述べられ、盛況のうちに閉会となりました。

□ 公開学習交流会 「非正規労働者の権利 どう実現するか」

会場：エルおおさか 日程：2024年12月3日 18時30分～20時45分 その後、懇親会

テーマ：非正規労働者の権利、どう実現するか

メイン報告 古住公義さん 民放労連京都放送労組副委員長（KBS 京都）

サブ報告 脇田 滋さん 龍谷大学名誉教授 働き方 ASU-NET 理事

○内容と感想

まず脇田滋先生から、近畿放送事件について触れながら労働法規制緩和による不安定雇用拡大と日本における労働組合の後退の流れをご報告いただきました。また、諸外国（イタリア・韓国）における不安定雇用拡大に対する労働者の取り組みについてもご報告していただきました。非正規労働者に関する問題の要点を押さえていただきながら、各国との比較も踏まえて、労働組合の運動の在り方を考える上での基礎となる知識をご教授していただきました。

続いて古住公義さんから京都放送労働組合における格差是正の取り組みについて、ご自身の半生も交えながらご報告していただきました。京都放送労働組合は、雇用形態にとらわれず広く組合加入を受け入れながら、非正規労働者の直用化等に向けた運動を長年にわたって行ってきました。こうした雇用形態にとられない労働組合の在り方は国内においては非常に希有であり、組合加入率も9割以上を維持しています。「いい番組づくり」を根底から支える上で前提となる「同一価値労働・同一賃金」は肝要であることを一貫して声を上げ続ける古住さんの労働運動スピリッツに非常に感銘を受けました。

また本会は多数の方々に参加していただき、議論も闊達で非常に有意義な時間となりました。

※参加者数 50名 ：会場参加 20名、オンライン参加者 30名

◇共催した催し

□第12回なくそう!官製ワーキングプア大阪集会の報告

「どこに向かう? 公共サービス、もっと市民の声を」

11月2日、エル大阪において、今年で12回目となる「なくそう!官製ワーキングプア大阪集会」を開催しました。NPO 働き方 ASU-NET をはじめ8団体(NPO 官製ワーキングプア研究会、非正規労働者の権利実現全国会議、労働と人権サポートセンター大阪、非正規公務員(ヴィセス)、公務非正規女性全国ネットワーク(はむねっと)、民主法律協会、大阪労働者弁護団)の共催と全国公立大学教職員連合会の後援で、年々共催団体や後援団体が増え、実行委員会も毎回20名を超える参加で、活発な議論を一から積み上げて集会をつくってきました。

今年の参加者は、全体集会86人、ウェビナー参加28人、合計114人となり、午前中の3つの分科会参加者75名を加えると述べ参加者は189名となり、国会議員、地方議員は4名、報道関係者3名と多様な参加者で大変盛況でした。

午前は第1分科会「会計年度任用職員制度」、第2分科会「委託・指定管理・民営化～自治体は限界」、第3分科会「非正規労働者なんでも交流会」を開催し熱心に討論を深め、午後は全体会、夜は交流会と3部構成で、大いに学び交流も深める一日になりました。

特別報告 は、保育士 1200 人公募問題の「あいち非正規プロジェクト」愛労連からの怒りを込めた報告でした。名古屋市立保育園ではたらく会計年度任用職員の保育士1,200人もの「一斉大量雇い止め」を前提とする「5年目公募」試験の募集が強行されたことは、全国にも例がなく絶対に許されません。「わたしたちは物ではありません」との訴えは、無責任な任命権者 に対する保育者としての“誇りと怒り”そのものだと思われ共感が広がりました。

今年の集会のメインは「非正規公務員をどうする― 日韓労働政治の視点から」をテーマとしてパネラーによるディスカッションを行いました。

まず初めに龍谷大学の 安周永先生から日韓労働運動の比較検討のミニ講演をしていただきました。日韓で共通するのが、長期雇用、年功賃金制度、企業別労働組合、正規と非正規労働者の格差が顕著な企業主義的労働市場を改革することですが、その改善、解決の方向に日韓で大きな違いがあります。「無期契約転換」「長時間労働の是正」などの固有の政策の違いもありますが、大きいのは「提携戦略」の有無と「インサイダー」「アウトサイダー」戦略の違いと指摘しました。「提携戦略」とは韓国では労働組合がこの10数年、最低賃金連帯、無償給食連帯、朴槿恵弾劾国民行動、学費半額連帯など、企業も分野も超えた全国的なネットワークに加わり市民運動と連携して社会全体への影響や政治的影響力を強めてきました。また、「インサイダー戦略」は企業内労使交渉にとどまり、話し合いで影響力を与えようとするものに対して、「アウトサイダー戦略」は交渉の場の外から、ストや集会などを用いて圧力をかけて影響力を与えようとするものです。この安先生のご指摘を受けて、龍谷大学名誉教授の脇田滋さんが、韓国労働組合の具体的な取り組みの報告と弁護士の中村和雄さんが日本労働弁護団の「非正規公務員制度立法の提言」について報告し討論に加わり大変刺激的な時間でした。

◇研究会活動

□森岡ゼミ

「森岡ゼミ」は、森岡孝二先生の関西大学大学院ゼミを、先生の退職後も「働き方 ASU-NET」において継承して開催してきました。主に経済学に関する本をテキストに行ってきました。森岡先生が亡くなられた後も、継続して月に1回開催しています。

毎月：第3水曜日午後開催 参加者：約5名

*テキスト：ナンシー・フレイザー『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないのか』

4月17日、5月15日、6月19日、7月17日、9月18日、10月16日

*テキスト：渡辺憲正『マルクス物象化論の研究 貨幣・資本の人格変容』

12月18日、2025年1月15日、2月19日、3月19日

□労働時間研究会

「労働時間研究会」は、「働き方 ASU-NET」の主要な活動の一つとして、働き方に関する調査・研究する会として、森岡孝二先生の指導の下に、研究会を開催してきました。森岡先生の逝去後も継続して研究会活動を行っています。これまでは主に働き方に関する本で学んできましたが、もう一つの活動である、働き方・長時間労働・働きすぎ等の調査に関しては、まだ課題として残っています。

毎月：第3月曜日夕方開催 参加者：約7名

*テキスト：小栗崇資『社会・企業の変革とSDGs：マルクスの視点から考える』

(昨年度に続き4章より)4月15日、5月20日、6月17日、

7月22日(報告者欠席のため次回に延期)、8月19日(テキストへの推薦本紹介)、10月21日

*テキスト：大西広『バブルと資本主義が日本をつぶす 人口減と貧困の資本論』

11月18日、12月16日、2025年1月20日、2月17日、3月17日

□韓国語講座

今年でこの講座も5年目を迎えましたが、今年でこの講座を修了とすることになりました。毎月2回を基本として、毎日放送の八木早希さんのポットキャストをテキストに伊藤先生の指導のもと楽しく勉強してきました。

「話せる韓国語」を目指して、主に日常会話を聞いて、しゃべって覚えていくという、誰でも、どこから参加しても問題なく勉強できる方法で、忙しいアスネットのメンバーにふさわしい開催方法でした。このようにまる4年間、楽しく学習してきましたが、テキスト3冊の2回目が終了し、メンバーの実力にも少し差がついてきて、さらに一段アップして学びを目指す方もあり、ここで一区切りにしていこうと話し合い今年6月で講座の終了とします。

講師の伊藤先生は毎回奈良から来ていただいていたのですが、交通費のみで5年間もご厚意に甘えてしまいました。本当にありがとうございました、心からお礼を申し上げます。

◇なんでも労働相談

「なんでも労働相談」(ニックネーム:明日への扉)を定着・継続を図りました。

- | | | | | |
|---|---------------|-------------|-----|----|
| ① | 2024年3月25日(月) | 18:30~20:30 | 相談者 | 1名 |
| ② | 5月27日(月) | 〃 | | なし |
| ③ | 11月28日(木) | 〃 | | なし |

相談者の獲得が難しいことから、ホームページの改定などの広報手段の見直しを進め、ASU-NET の特性を生かした労働相談の在り方を探求していくことになりました。

◇闘い・取り組みの支援

□ヤマハ英語講師ユニオンの支援

ヤマハ英語講師ユニオンは、ASU-NETの労働相談からスタートした労働組合です。沖縄から北海道まで全国の英語教室で働く英語講師は 1200 人います。勇気を持って組合を結成してからもASU-NETは継続して応援してきました。ヤマハ英語教室は 30 年ほど前から英語講師は「個人請負」の委任契約としてやってきましたが、その働き方の実態は「労働者」であり「一人事業主」ではないと、労働組合を結成して20数回の交渉をしてようやく雇用契約を結び晴れて労働者となりました。今年3月で第8回目の定期大会を無事終えました。

ASU-NETでは、ユニオン結成の援助・毎回の団体交渉への参加など引き続き支援を続けてきました。

2025 年春闘要求では、①大幅な賃金引上げ、②有給休暇の時間単位取得、③来年の無期契約への移行、などについて要求書を提出して7月改定に向けて団体交渉をしていく準備をしています。要求額は全員一律 10%のベースアップと、別途評価が入りますが昇給の改善を求めています。

2025年4月1日の改正育児・介護休業法の施行に伴う就業規則及び諸規定の改定については、法の改善通り対象を「1年を3年までにする」など法改定通り、就業規則が改善されました。

2026 年には、いよいよ無期転換になります。今年は無期転換に向けての大事な一年になります。去年は一定の改善もありましたが、今年の異常な物価の高騰を前提とすると昨年並みでは不十分であると言わざるを得ません。英語講師が安心して働き続けられるよう、引き続きASU-NETとしても支援を続けていきます。

◇第1号議案 2024年度 決算報告案 収支表

※草案 2025/5/12		[NPO法人働き方ASU-NET 2024年度 会計資料]	
NPO法人働き方ASU-NET 2024年度決算案(2024年4月1日～2025年4月1日)			
【資産の部】	期末	期初	備考
現金	0	0	
ゆうちょ銀行預金	452,707	538,105	
ゆうちょ振替口座	575,928	423,072	
保証金	426,000	426,000	
未払金	122,506	0	「アイクルの部屋」家賃+総会議案書印刷代
前払金	11,300	0	会場費:エルおおさか 2025/4/14つどい
立替金	1,740	0	出金ミス(過労死防止学会発送費)
資産合計	1,345,169	1,387,177	
手持資金	919,169	961,177	
【収入の部】	項目		備考
会費収入	143,000	会員年会費	前期:163,000-
寄付収入	67,086	前期寄付	105,120.-
講演会事業収入	0		
書籍販売	0		
雑収入	4,000		
受取利息	248	ゆうちょ預金	
収入合計	214,334		
【支出の部】	項目		備考
講演会謝礼	18,000	12月3日「公開学習交流会」	
講演会費	9,440	12月3日「公開学習交流会」	
旅費交通費	0		
会議費	1,770	総会懇親会補助	
電話代	57,251	電話代:携帯電話への転送電話代を含む	
HP費用	14,850	サーバー費 13,200,-ドメイン料 1,650.-	
郵送費	15,330	総会案内・会費請求、返信用ハガキ	
消耗品費	0		
事務用品費	7,747	総会議案印刷、封筒、プリンタインキ 等	
水道光熱費	0		
地代家賃	120,000	アイクル部屋 棚・賃借料 月10,000 × 12 ※未払い	
賛助金	5,000	官製ワーキングプア賛助金	
振込手数料	6,844		
その他雑費	110	ATM硬貨料金	
支出合計	256,342		
差引収支高	-42,008		
前期末繰越残高	1,387,177	郵便局口座残高等	
前期末払金処理	0	※現会員数(2025-03-31現在): 97名	
今期差引収支額	-42,008	上記金額	(内前年度未納 30名)
次期繰越額	1,345,169	保証金を含む ※次期繰越手持資金 ¥919,169.-	

◇第1号議案 2024年度 決算報告案 活動計算書

法人名： 特定非営利法人働き方ASU-NET

活動計算書

※草案05-12 2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	143,000		
賛助会員受取会費	0	143,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	67,086		
施設等受入評価益	0	67,086	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取国庫補助金	0	0	
4. 事業収益			
自主事業収益	4,000		
受託事業収益	0	4,000	
5. その他収益			
受取利息	248		
立替金回収	0		
雑収益	0	248	
経常収益計			214,334
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講演会費	27,440		
業務委託費	0		
印刷製本費	0		
旅費交通費	0		
会議費	1,770		
通信運搬費	87,431		
地代家賃・賃借料	120,000		
水道光熱費	0		
事務用品・消耗品費	7,747		
雑費	11,954		
その他経費計	256,342		
事業費計		256,342	
2. 管理費			
(1) 人件費			
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
旅費交通費	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			256,342
当期正味財産増減額			△ 42,008
前期繰越正味財産額			1,387,177
次期繰越正味財産額			1,345,169

◇第1号議案 2024年度 決算報告案 貸借対照表

法人名： 特定非営利法人働き方ASU-NET

貸借対照表

※草案05-12

2025 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	919,169		
立替金	0		
青年援助事業用預金	0		
流動資産合計		919,169	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
保証金	426,000		
投資その他の資産計	426,000		
固定資産合計		426,000	
資産合計			1,345,169
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
前受助成金	0		
預り金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
役員借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		1,387,177	
当期正味財産増減額		△ 42,008	
正味財産合計			1,345,169
負債及び正味財産合計			1,345,169

◇第1号議案 2024年度 決算報告案 財産目録

法人名： 特定非営利法人働き方ASU-NET			
財産目録			
※草案05-12 2025 年 3 月 31 日現在 (単位:円)			
科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	0		
労働金庫	0		
ゆうちょ銀行普通口座	452,707		
ゆうちょ銀行振替口座	575,928		
前払金・立替金	13,040		
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	0		
什器備品			
歴史的資料	評価せず		
(2)無形固定資産			
ソフトウェア	0		
(3)投資その他の資産			
保証金	426,000		
	0		
	0		
固定資産合計		426,000	
資産合計			1,467,675
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	122,506		
	0		
前受助成金			
民間団体助成事業分	0		
預り金			
源泉所得税	0		
社会保険料	0		
流動負債合計		122,506	
2. 固定負債			
役員借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			122,506
正味財産			1,345,169

◇第1号議案 2024年度 会計監査報告

会計監査報告書
NPO 法人働き方 ASU-NET
代表理事 岩城 穰 殿
NPO 法人働き方 ASU-NET の次にかかげる決算報告書
(自 2024 年 4 月 1 日～至 2025 年 3 月 31 日) について会計監査を行なった。
活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録について各々の監査の結果、各帳票、証憑書類
ともそれぞれ適正に処理されていることを確認しました。
2025 年 5 月 26 日
監事 武田裕司
武田 裕司

○第2号議案

2025年度 働き方 ASU-NET 活動方針(案)

◇情勢と課題

□平和と憲法をめぐる情勢

現在、世界各地で紛争が激化し、人道危機を深刻化させています。ロシアによるウクライナ侵攻は 3 年目に突入しています。紛争は泥沼化し、人々は、長期化する戦争に疲弊し、不安や恐怖に怯える日々を余儀なくされています。イスラエルによる大規模な武力衝突によってガザ地区は壊滅状態に陥り、物資支援が絶たれ、人々の餓死の危険性も指摘されています。また、スーダン内戦、インド・パキスタンの武力衝突など世界各地で紛争が多発し、多くの人命が失われ、食糧不足や住処の喪失など厳しい状況に置かれています。アメリカでは、トランプ氏が大統領に当選し、自国第一主義に基づく強引な経済政策によって世界は分断され、ますます混沌としています。他方、韓国では尹大統領の非常戒厳令の宣布に対して、速やかに国会議員が解除要求決議案を可決し、憲法裁判所は尹大統領を罷免と決定し、民主主義の崩壊を免れました。

日本では、激しい円安や物価高により人々の生活がますます苦しくなっています。にもかかわらず、石破政権下で、2025 年度の防衛費は 8 兆円を超えており、過去最大を更新しています。政府は国防費を GDP 比2%以上にする方針を示していますが、トランプ大統領は就任に際して GDP 比5%以上への増額を要求しており、日本に対してさらに積み増すように求める可能性があります。

世界で分断と対立が深刻化していく中で、日本は戦後 80 周年を迎えます。改めて、過去の戦争の惨禍を学び直し、被爆国として明確に核廃止を訴え、憲法の理念を基礎とした平和外交をもとに、国民の暮らしと安全を守る国を目指していかなければなりません。ASU-NET は今後も常に活動の根底に憲法の理念と平和を意識していきたいと考えています。

□暮らしと働き方

○労働基準関係法制研究会における議論

昨今の生活様式の変化に伴い、研究会や経団連等において「働き方」に関する議論がなされてきました。こうした背景事情から、労働基準関係法制研究会(労基研)が設置され、労基法改正に向け、労使コミュニケーションの在り方や労働時間法制の具体的課題等の検討が行われています。

労働基準関係法制研究会報告書(報告書)の中で、集团的労使コミュニケーションについては、「法律で定められた規制の原則的な水準について、労使の合意等の一定の手続の下に、個別の企業、事業場、労働者の実情に合わせて、法所定要件の下で法定基準を調整・代替するもの」があると言及しています。ここで、『調整・代替』という表現が用いられているものの、その内実は、経団連が要求する「デロゲーション」であり、「法の逸脱」の拡大・要件や手続の緩和にその目的があると指摘されています。各諸団体や労働現場からは、報告書の問題点について言及した意見書を発表するなどして、「デロゲーション」を食い止める活動もみられます。労働者が使用者に経済的・組織的に従属せざるを得ない弱い立場にあることや労基法が強弱のある労使関係を前提として最低基準を定めていることを鑑みれば、デロゲーションの拡大による労働者保護が後退するおそれがあるため、法制化には慎重である必要があります。

○スポットワーカーの急増

情報通信技術の進展等により、短期間や単発の仕事を受発注する、いわゆるスポットワーク・スキマバイトといっ

た働き方が増加しています。

令和 7 年 1 月、日本労働組合総連合会は、インターネットリサーチによる調査結果をまとめた「スポットワークに関する調査 2025」(報告書)と題する報告書を発表しています。報告書によれば、アプリを複数利用して複数の現場に出向いて 1 日 8 時間以上労働する人も少なくなく、スポットワークによって生計を維持している人も一定数存在することも明らかになりました。

また、スポットワーカーに対する業務内容・安全衛生に関する説明が不十分であることや、求人する会社側においてアプリ利用者である特定の個人に対する求人情報掲載をコントロールできること、アプリ会社がアプリ導入を希望する企業に対し労災・安全衛生等に関する十分な説明がなされていないことなどは是正されなければならない問題点が山積しています。

新たな働き方の台頭として、まずはスポットワークの実情とその問題点について、情報共有していくことが急務です。

○公益通報者の保護

公益通報者保護法の改正案が 2025 年 3 月 4 日に閣議決定され、同日、同法案が公表されました。

改正内容として、公益通報を理由とする解雇及び懲戒処分に対する刑事罰の導入、通報後 1 年以内の解雇又は懲戒について公益通報を理由としてされたものと推定する制度の導入などがあげられます。

公益通報者に対する保護とその実効性という点で前進する一方、配置転換や人事権行使としての降格については公益通報を理由としてされたものと推定する立証責任の転換の規定がありません。解雇でなく配置転換等により閑職に追い込む事案も多いこと・事業者側に証拠が偏在していることに鑑みれば、公益通報者の保護としてはいまだ不十分な点もあり、今後議論が尽くされる必要があります。

□大阪における情勢

(1) 問題点を抱えたままの関西万博が開催

大阪では、様々な懸念や厳しい批判がある中、4 月 13 日から 10 月 13 日までの半年間の予定で関西万博が始まりました。

①ガス爆発の危険や護岸浸食といった安全性の問題、②会場建設費の膨張(当初の 1250 億円から 2350 億円へ)など支出増大の一方で来場者数の伸び悩み(想定来場者数 2820 万人に対し、開催 1 か月の一般来場者数は 300 万人)、③学校単位の不参加の増大、④過大な経済効果の想定、⑤その他、外国パビリオンのオープン遅延、P&R(パークアンドライド)駐車場の利用低迷、ユスリカの大量発生やレジオネラ菌の検出、大屋根リングの保存範囲や維持費の問題など、次から次へと問題が起こっているのが現状です。

これからも万博の開催状況について、引き続き厳しい批判の目を向けていく必要があります。

(2) 万博後に控えるカジノ・IR

もともと万博の開催地を人工島の夢洲(ゆめしま)に決めたのは、維新が「大阪経済の起爆剤」と称する「カジノ・IR」の夢洲誘致とセットにしたものでした。既に大阪市と鑑定業者らが談合して格安で夢洲の市有地をカジノ事業者に賃貸した疑惑が明らかになり住民訴訟が行われていますが、今後様々な利権や問題が明らかになってくるでしょう。

(3) 維新の勢いに陰り

上記のような万博の問題点に加えて、維新の議員の不祥事が次から次へと明らかになったこともあって、全国的な退潮以上に、大阪での維新の勢いに明らかに陰りが出てきています。

今年 7 月 20 日に行われる見通しの参院選で、大阪では維新勢力をどれだけ後退させられるかが注目されます。

◇2024 年度活動方針(案)

□新たな労働者概念の深化

近年の人工知能(AI)の発達はめざましく、わたしたちの働き方にもすでに大きな影響を与えています。典型的には、ウーバー・イーツやアマゾンの配送業務などでは、AIを搭載したアプリによって労働者は指揮・命令され、労働しています。これは従来の労使関係を動揺させています。

このような事態を受けて政府は2023年に通称「フリーランス新法」を制定し、2024年11月から施行しました。このフリーランス新法は、労働法と下請法などの経済法のハイ・ブリッド(ロウ・ブリッド?)とされています。しかし、どの程度フリーランス保護機能を果たせるのか、疑問視する声もあります。

この問題は、日本のみならずILOやEUなど世界的に議論されています。AI等技術発展は留まることありません。その中でも労働者保護機能低下が発生することは避けねばならないことであり、特にフリーランスを対象とした最低賃金、労働災害などの労働安全衛生、そして労働組合結成、団体交渉の実現などが重要な論点とされています。ASU-NETとして、この新たな労働者概念の深化に関心を払って、動向を追っていきます。

□コミュニティ・オーガナイズジングの実践

2020年コロナ禍の中、過重労働に苦しむ保健師達の増員を求めて、大阪府職労は保健所職員増員キャンペーンを開始し、翌2021年4月から各保健所に保健師1名の増員を勝ち取りました。このキャンペーンに採用された手法がコミュニティ・オーガナイズジング(CO)です。

COはもともと戦前アメリカの労働運動からヒントを得て発生した手法で、主に労働運動でなく市民運動で発達しました。現在、このCOがアメリカの労働運動のなかで再注目されています。全労連はアメリカの労働組合からのCOの手法を学ぼうと学習会を開催しております。ASU-NETとしてもこの動向に注意を払っていきたいと考えております。

□Webを通じた社会的発信の強化

本テーマについては『2025年度ホームページ改定』を重点取組事項として、2024年度12月以降・計5回の会議を実施。トップページの構想はほぼ固まっています。改定の方角性は以下3点です。

- (1)さらなる検索性の向上。知りたいことがすぐ探せる、分かる検索機能とする。
- (2)記事集積の成果による資料的価値と、新規訪問者及び閲覧者増を意識した、シンプルでわかりやすいサイト構成とのバランス。
- (3)(2)のバランスを図るため、これまでの記事を①資料保管庫 ②イベント告知 ③労働相談案内の3種に分類し整理する。

発信強化のためのもう1つの課題として『ブログ・コラム発信数の増加』があります。例えば以下のような“タイムリーかつ定期的”な発信を通じ、団体としての特長、存在感をPRするとともに、新規含めた閲覧者の増加を図る必要があります。

- ・開催イベント報告のタイムリーな発信
- ・社会問題化しているテーマを据えてのコラム連載
- ・団体として取組むテーマに沿ったブログ・コラムの定期発信

上記実現のためには、団体としてのテーマや執筆期限の設定、執筆者の分担が必須であり、2025年度は事務局会議にて協議のうえ、実現へとつなげていきます。

□ASU-NET 内での自主活動の育成・活発化

ASU-NET では、自主的活動として、以下の研究会・講座が現在活動しています。「森岡ゼミ」、「労働時間研究会」、「韓国語講座」の3つでした。それぞれがこれまで長年活動が続けています。その活動の詳細は、活動報告案の「8 各種研究会の開催」に記載されています。「森岡ゼミ」と「労働時間研究会」では、経済学と「働き方」に関するテキストで学び、問題点を話合っています。なお、活動報告案で既に記したように、「韓国語講座」は残念ながら、「テキスト3冊の2回目が終了し、メンバーの実力にも少し差がついてきて、さらに一段アップして学びを目指す方もあり、ここで一区切りにしていこうと話合い今年で講座の終了とします」とあります。再び、開催されることを願っています。

◇第2号議案 2025年度 予算案

※草案 2025/5/12		[NPO法人働き方ASU-NET 2025年度 会計資料]
NPO法人働き方ASU-NET 2025年度予算案(2025年4月1日～2026年3月31日)		
【収入の部】	項目	備考
会費収入	200,000	
寄付	100,000	
つどい・収益	0	
普通預金利息	200	
収入合計	300,200	
【支出の部】	項目	備考
つどい・開催費用	50,000	講師謝礼・チラシ作成等
アィクル部屋・賃貸料	120,000	月10,000 × 12
電話代	60,000	月5,000 × 12
サーバー・HP管理費	15,000	HPの簡単な補修を含む
ホームページ改訂費用	88,000	ホームページ:トップページリニューアル
事務消耗品費	10,000	
郵送費	16,000	
雑費	10,000	
銀行手数料	14,000	振込手数料等
支出合計	383,000	
差引収支高	-82,800	
前期末繰越残高	1,345,169	郵便局口座残高(※前期手持資金 919,169.-)
今期差引収支額	-82,800	上記金額
次期繰越額	1,262,369	
次期期首手持資金	836,369	※保証金 426,000.- を差引いた額

○第3号議案 役員改選案

NPO法人働き方 ASU-NET 2025年度役員名簿（案） ※以下、敬称略

理事・監事

役職名	氏 名
代表理事	岩城 穰
代表理事	伊藤 大一
副代表理事	川西 玲子
理事	脇田 滋
理事	北出 茂
理事	高田 好章
監事	武田 裕司

幹事

役職名	氏 名
幹事	青木 克也
幹事	大口 耕吉郎
幹事	垣見 崇
幹事	川喜田 まり子
幹事	喜多 裕明
幹事	楠 晋一
幹事	坂倉 昇平
幹事	清水 亮宏
幹事	神谷 一郎
幹事	中西 基
幹事	中西 翔太郎
幹事	西川 翔大
幹事	松浦 章
幹事	森川 泰明

※幹事新任(2025 年度): 無

※幹事退任(2024 年度): 脇山美春

◇事務局: 岩城穰、伊藤大一、川西玲子、脇田滋、北出茂、高田好章、青木克也、垣見崇、喜多裕明、坂倉昇平、神谷一郎、中西翔太郎、西川翔大、森川泰明、村西優画、妹尾知則、小林由香

[資料] NPO法人働き方 ASU-NET 役員名簿 (2024年度)

役職名	氏 名	役職名	氏 名
代表理事	岩城 穰	理事	北出 茂
代表理事	伊藤 大一	理事	高田 好章
副代表理事	川西 玲子	監事	武田 裕司
理事	脇田 滋	—	—
幹事	大口 耕吉郎	幹事	喜多 裕明
幹事	楠 晋一	幹事	川喜田 まり子
幹事	坂倉 昇平	幹事	松浦 章
幹事	清水 亮宏	幹事	垣見 崇
幹事	神谷 一郎	幹事	脇山 美春
幹事	森川 泰明	幹事	西川 翔大
幹事	中西 基	幹事	青木 克也
幹事	中西 翔太郎	—	—

NPO法人働き方ASU-NET 第13回総会

- ・日 時 2025年6月20日(金) 18時30分から
 - ・場 所 アイクルの部屋 大阪府中央区瓦町 1 7 1 エスペランサ瓦町4階
 - ・ホームページ議案書掲載 URL : <https://hatarakikata.net/19747/> パスワード: asunet2025
 - ・Zoom 情報接続情報:
 開始時間: 2025年 6 月20日 18:00 [役員会→総会]
<https://us06web.zoom.us/j/87184048995?pwd=2EaQZbgDxDyG1a3U2sNrNeGRGVZv1I.1>
 ミーティング ID : 871 8404 8995
 パスコード : 482093
-

NPO法人働き方ASU-NET 第13回総会議案

2025年6月12日:発行 作成担当:事務局・高田好章

Activist

Support

Union